

社会福祉法人 地の塩福祉会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—
7	実地	<p>収入伺い及び支出伺いについて 前年度の上記伺いには決裁欄に押印されているが、令和7年4月以降の上記伺いの決裁欄に全く押印がない。収入・支出行為が書面上は、組織的意思決定なく行われており、不適切な支出があった場合に発見が遅れる可能性がある。 収入伺い及び支出伺いは、収入または支出行為の前に決裁が完了するのが原則であり、収入または支出の都度起案し、決裁を得ること。</p> <p>【法人定款第35条、法人経理規程第13条】</p>	<p>収入伺い及び支出伺いについては、令和7年度から会計責任者、担当者が変わりました。毎回、チェックをしパソコン記入をしていたにも関わらず、押印することが抜けていました。押印漏れがないよう、書類の要となる押印に対しても責任をもって仕事したいと思います。</p>	R7.9
7	実地	<p>業務委託契約（契約の更新を含む）や物品の購入について 契約締結伺いや物品購入伺いがないものがあり、決裁権者までの承認を得て契約締結や物品購入がなされたのか書面上明らかではないものがある。事前に決裁を得ること。 また、契約や物品購入関係の書類の整理が不十分で、契約書や見積書などを整理して簿冊に綴られていないものがある。会計に関する書類はきちんと整理、保存すること。</p> <p>【法人定款第25条、法人経理規程第13条、第69条】</p>	<p>事前決裁を得ることを徹底し、契約や物品購入関係の書類の整理を十分に行えるように整えていきます。</p>	R7.9
7	実地	<p>自動更新の契約について 契約の更新にあたっては、現契約額が妥当であるか、この1年の業務の履行状況は適切か等、契約継続の妥当性について、法人としての意思決定を行うこと。契約を更新する場合、契約を更新する理由を明記した伺いを作成し、決裁権者の承認を得て更新すること。</p> <p>【入札通知 1 入札契約関係について（4）】</p>	<p>自動更新についてはA41枚に業者名を羅列し、更新する旨を記した書類を作成していましたが、法人としての意思決定をきちんと行ったかどうか過程が伝わるような記入の仕方、書類作成にしていこうにします。</p>	R7.9

7	<p>実地</p>	<p>随意契約について 業務委託契約や物品購入にあたり、随意契約による場合は、随意契約の理由について法人経理規程第72条第1項の第1号から第7号までのどれに該当するかを詳細に検討し、契約締結伺いや物品購入契約伺いに、随意契約による具体的理由を書いて決裁を得ること。また、同項第1号に該当するため随意契約による場合で、見積書を3社又は2社以上から徴すべきところ、1社からしかもらっていないものや見積書を全く徴していないものがある。法人経理規程に基づき見積書を徴し、随意契約を締結すること。</p> <p>【法人定款第35条、法人経理規程第72条】</p>	<p>随意契約の理由についての具体的理由を書いたうえで決裁を得ること、また見積書を3社又は2社以上から徴するようにすることを徹底していきたいと思います。</p>	R7.9
---	-----------	---	--	------

「実地」・・・実地による監査を実施

「書面」・・・書面による監査を実施

「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度

「延期」・・・特別な事情により延期した場合

「中止」・・・災害等により延期